

大分大学医学部附属病院認知症先端医療推進センター細則

平成27年1月28日制定

平成27年医学部附属病院細則第2-1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、認知症疾患に関する鑑別診断・治療等を行うとともに、認知症疾患に係る医療従事者・研究者の養成並びに認知症に関する最先端の研究及び治療法の開発等の推進を目的として設置する大分大学医学部附属病院認知症先端医療推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(センター長)

第2条 認知症先端医療推進センター長（以下「センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務を総括し、職員を指揮監督する。

(副センター長)

第3条 認知症先端医療推進センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務に関し、センター長を補佐する。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 認知症疾患に係る診療に関すること。
- (2) 認知症疾患に係る患者及び家族等の医療相談・医療福祉相談に関すること。
- (3) 認知症疾患に係る医療従事者・研究者の養成に関すること。
- (4) 認知症疾患に係る研究及び治療法の開発に関すること。
- (5) その他認知症疾患に関すること。

(部門)

第5条 センターに次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 診療部門
- (2) 教育部門
- (3) 研究部門

2 前項各号の部門にそれぞれ部門長を置き、センター長が指名する。

(認知症ケアチーム)

第6条 センターに認知症ケアチームを置く。

2 認知症ケアチームに関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第7条 センターの運営に関する事項を審議するため、認知症先端医療推進センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 各部門長
 - (4) 医学部副学部長（研究担当）
 - (5) 内科系及び外科系診療科の医師 若干人
 - (6) 高度救命救急センターの医師 1人
 - (7) 副薬剤部長又は薬剤主任 1人
 - (8) 副看護部長 1人
 - (9) 病棟担当の看護師長又は副看護師長 若干人
 - (10) 社会福祉士又は精神保健福祉士 1人
 - (11) 医学部看護学科の教員 1人
 - (12) その他センター長が必要と認める者
- 3 前項第5号から第12号までの委員は、病院長が指名する。
 - 4 第2項第5号から第12号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
 - 7 センター長に事故があるとき、又は欠けたときは、副センター長が議長を代行する。
 - 8 運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
 - 9 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 10 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
 - 11 運営会議の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

（雑則）

第8条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成27年2月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に任命される第6条第2項第5号から第12号に規定する委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第2－1号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第2－5号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院細則第2－1号）

この細則は、令和5年4月26日から施行する。

附 則（令和５年医学部附属病院細則第１－１１号）
この細則は、令和５年１０月１日から施行する。